

(3)書記	副会員	若干名
(4)渉外	副会員	2～4名
(5)会計	副会員	若干名
(6)会計監査	副会員	2名
(7)顧問		若干名

(顧問はクラブで相談を要する件に応じるが、議決権は有さない)

- 第18条 (1)～(6)項で役員を構成する。
- 第19条 役員会は必要に応じて開かれ、クラブの活動を促進させる。
- 第20条 本クラブは監督1名、コーチ若干名を置く。
- 第21条 監督は、クラブの正会員との信頼関係において指導を一任され、その指導の方法、内容などは原則としてクラブの決議機関からの指揮を受けない。
- 第22条 本クラブは各学年にそれぞれ主将を、また必要に応じて副主将を置く。いずれも会員の支持を受け、監督がそれを認めて決める。
- 第23条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。また、役員に欠員ができた場合これを補う、但しその任期は前任期の残りの任期とする。

第7章 総会、役員会および父母会

- 第24条 総会はクラブの副会員で構成され、年次総会は毎年3月、副会員の1/3以上の出席を得て行われる。
- 第25条 年次総会の議題は、その年度の事情によるが、次の項目を必ず含まなければならない。
- (1)本年度の事業報告
 - (2)本年度の会計報告
 - (3)本年度の役員解任と新年度の役員選出
 - (4)新年度の事業計画
- 第26条 臨時総会は、正、副会員、監督の要請がかかった場合、部長によって招集される。
- 第27条 役員会は第17条、18条、19条の定める通りである。

第8章 会計

- 第28条 本クラブの運営費は次の収入によってまかなわれる。
- (1)会費
 - (2)助成金、賛助金、その他
 - (3)遠征、合宿時における特別会費(参加実費)
- 第29条 本クラブの会計年度は4月1日～翌年3月31日とする。
- 第30条 会計、会計監査役はクラブに対して会計報告を行う。

附則

- (1)本クラブは子供達の主体的な運営をモットーに、それを助けることを目的として、役員会および父母会を構成する。
- (2)監督が子供達のために要望する事項については、積極的に協力することを原則とする。
- (3)正、副会員、監督は何事についても話し合いによって解決することをモットーにする。

付記

- (1)昭和60年4月1日 施行
第6条、8条、13条、17条、20条、22条を一部改訂。
- (2)平成12年4月1日 施行
第6条、7条、8条、9条、15条、16条、17条一部改訂。

以上